

平成 29 年度補正予算事業承継補助金の概要

【後継者承継支援型（①経営者交代タイプ）】

1 事業概要

事業承継をきっかけとして、経営革新・事業転換に挑戦する中小・小規模事業者に対し、国の補助金が交付されるもの。

2 補助対象

平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日までに事業承継（代表者が交代）を行った者^{※1}又は行う予定の者^{※1}

また、新代表者は次のいずれかに該当すること。

- ① 経営に関する職務などの実績を有している者
- ② 同業種での実績などを有している者
- ③ 後継者としての必要な知識を有する者

3 補助上限（補助率①、②ともに各 2/3 まで^{※2}）

- ① 経営革新を行う場合…200 万円
- ② 事業所の廃止や既存事業の廃止及び集約を伴う場合…300 万円加算^{※3}

4 公募期間（予定）

平成 30 年 4 月 27 日（金）以降から 6 週間

5 事業期間

交付決定日（7 月頃）～平成 30 年 12 月 31 日

6 その他

- ① 本事業では業種転換が必要ありません。
- ② 経営革新については、県承認の有無は問われません。
- ③ 経営力向上計画は本事業に加点されます。
- ④ 応募には認定支援機関が作成する①地域に貢献する中小企業者であること②経営革新等の独創性など③事業期間中に継続的な支援を行うこと、を記載した「確認書」が必要となる。

※1 事業承継の確認事項

法人：登記上で代表者が交代していることを確認できること。

先代に代表権が残っている場合は事業承継とはみなされない。

個人：廃業届と開業届を確認できること。

※2 個人事業主を含む小規模事業者は 2/3（それ以外の者 1/2）まで。

※3 上記 3②のみの申請は不可。

【再編・統合型（②M&Aタイプ）】（新設）

- 1 事業概要
事業再編・事業統合をきっかけとして、経営革新・事業転換に挑戦する中小・小規模事業者に対し、国の補助金が交付されるもの。
- 2 補助対象（詳細は調整中）
地域経済に貢献する中小・小規模事業者であること。
- 3 補助上限（補助率①、②ともに各2/3まで）
① 経営革新を行う場合…600万円
② 事業所の廃止や既存事業の廃止及び集約を伴う場合…600万円加算
- 4 公募期間（予定）
平成30年7月上旬以降
- 5 事業期間
未定

【事業承継補助金説明会（予定）】

事務局・中小企業庁主催 事業承継補助金説明会（予定・時間等調整中）

- ①5月9日（水）東京 TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター
- ②5月10日（木）大阪 TKP ガーデンシティ大阪梅田
- ③5月10日（木）名古屋 TKP ガーデンシティ PREMIUM 名駅西口
- ④5月11日（金）西東京 八王子エルシィ
- ⑤5月11日（金）博多 TKP ガーデンシティ博多新幹線口
- ⑥5月14日（月）仙台 TKP ガーデンシティ PREMIUM 仙台東口
- ⑦5月14日（月）金沢 TKP 金沢カンファレンスセンター
- ⑧5月17日（木）高松 レグザムホール
- ⑨5月18日（金）札幌 TKP ガーデンシティ札幌駅前
- ⑩5月18日（金）広島 TKP ガーデンシティ広島
- ⑪5月21日（月）沖縄 沖縄県青年会館